

三重県感染症対策条例（仮称）案に係る条文修正内容 対照表

（変更箇所を下線で表示しています）

9月25日協議会	修正後
<p>1 目的</p> <p>この条例は、<u>本県に甚大な社会的かつ経済的影響を及ぼし、県民に極めて大きな不安と脅威を与えた新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応を教訓として、感染症対策に関し必要な事項を定めることにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「特措法」という。）に規定する措置と相まって、本県における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を図り、もって県民が安心して暮らせる社会の実現を図ることを目的とします。</u></p>	<p>1 目的</p> <p>この条例は、<u>県民の生活及び経済に甚大な影響を及ぼし、県民に極めて大きな不安と脅威を与えた新型コロナウイルス感染症への対応を教訓として、感染症対策に関し必要な事項を定めることにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）に規定する措置と相まって、本県における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を図り、もって県民が安心して暮らせる社会の実現を図ることを目的とします。</u></p>
<p>2 定義</p> <p>この条例において「<u>感染症</u>」とは、<u>感染症法第六条に定める感染症</u>とします。</p>	<p>2 定義</p> <p>(1) この条例において「<u>感染症</u>」とは、<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第一項に規定する感染症</u>とします。</p> <p>(2) この条例において「<u>感染症対策</u>」とは、<u>感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を目的として実施する対策</u>とします。</p>

9月25日協議会	修正後
<p>3 基本理念</p> <p>(1) 感染症対策は、感染症のまん延により県民の生活及び経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、国、県、市町、<u>関係機関</u>、事業者及び<u>県民</u>が相互に連携を<u>図りながら</u>協力し、一体となって推進されなければならないこととします。</p> <p>(2) 感染症対策は、誰もが感染症にかかる可能性があることに鑑み、感染症の患者及び医療従事者等に対する差別その他の権利利益を侵害する行為は許されないものであるとの認識の下に、これらの者の人権を尊重しつつ推進されなければならないこととします。</p>	<p>3 基本理念</p> <p>(1) 感染症対策は、感染症の<u>発生及びまん延</u>により県民の生活及び経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、国、県、市町、<u>県民</u>、事業者及び<u>関係機関</u>が相互に連携協力し、一体となって推進されなければならないこととします。</p> <p>(2) 感染症対策は、誰もが感染症にかかる可能性があることに鑑み、感染症の患者、<u>医療従事者</u>等に対する差別その他の権利利益を侵害する行為は許されないものであるとの認識の下に、これらの者の人権を尊重しつつ推進されなければならないこととします。</p>
<p>4 県の責務</p> <p>(1) 県は、国、市町及び他の都道府県並びに関係機関と連携を<u>図り</u>、感染症対策を総合的かつ迅速に実施する責務を有することとします。</p> <p>(2) 県は、感染症の発生及びまん延の状況を勘案して迅速かつ的確に対応することができるよう、次に掲げる体制を確保するものとします。</p> <p>① 保健所における感染症対策の実施体制</p> <p>② 感染症に係る検査実施体制</p> <p>③ 感染症に係る医療提供体制</p> <p>④ 感染症に関する相談体制</p>	<p>4 県の責務</p> <p>(1) 県は、国、市町及び他の都道府県並びに関係機関と連携<u>協力し</u>、感染症対策を総合的かつ迅速に実施する責務を有することとします。</p> <p>(2) 県は、感染症の発生及びまん延の状況を勘案して迅速かつ的確に対応することができるよう、次に掲げる体制を確保するものとします。</p> <p>① 保健所における感染症対策の実施体制</p> <p>② 感染症に係る検査<u>の実施体制</u></p> <p>③ 感染症に係る医療を<u>提供する体制</u></p> <p>④ 感染症に関する相談体制</p>

9月25日協議会	修正後
<p>5 医療機関の役割</p> <p>医療機関は、感染症に係る医療を提供するとともに、県と連携協力し、感染症対策を講ずるよう努めるものとします。</p>	<p>7 医療機関の役割</p> <p>医療機関は、感染症に係る医療を提供するとともに、県と連携協力し、感染症対策を講ずるよう努めるものとします。</p>
<p>6 事業者の役割</p> <p>事業者は、感染症のまん延により生じる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な感染症対策を講ずるとともに、県と連携協力し、感染症対策を講ずるよう努めるものとします。</p>	<p>6 事業者の役割</p> <p>事業者は、感染症の発生及びまん延により生じる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるとともに、県と連携協力し、感染症対策を講ずるよう努めるものとします。</p>
<p>7 県民の役割</p> <p>県民は、感染症に関する正しい知識を持ち、適切な感染症対策を講ずるとともに、県が講ずる感染症対策に協力するよう努めるものとします。</p>	<p>5 県民の役割</p> <p>県民は、感染症に関する正しい知識を持ち、適切な感染症対策を講ずるとともに、県が講ずる感染症対策に協力するよう努めるものとします。</p>
<p>8 県と市町との協働</p> <p>(1) 県は、市町が感染症対策を実施するために必要な情報の提供及び助言を行いつつ、市町と連携協力して感染症対策を講ずるものとします。</p> <p>(2) 県は、市町に対し、<u>感染症対策の実施に関し必要な協力を求めることができることとします。</u></p>	<p>8 県と市町との協働</p> <p>(1) 県は、市町が感染症対策を実施するために必要な情報の提供及び助言を行いつつ、市町と連携協力して感染症対策を講ずるものとします。</p> <p>(2) 市町は、<u>県と連携協力し、教育活動及び啓発活動を通じた感染症に関する正しい知識の普及、予防接種の実施、生活支援の実施その他の感染症対策を講ずるよう努めるものとします。</u></p>

9月25日協議会	修正後
<p>9 情報の公表</p> <p>(1) 県は、感染症に関する正確かつ適切な情報を積極的に公表することにより、<u>感染症のまん延の防止を図るとともに、感染症に関する県民の不安を払拭するほか、感染症の患者及び医療従事者等に対する差別その他の権利利益を侵害する行為が生じないようにしなければならないこととします。</u></p> <p>(2) 前項の情報を公表するに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならないこととします。</p>	<p>9 情報の公表</p> <p>(1) 県は、<u>感染症の発生の予防及びそのまん延の防止、感染症に関する県民の不安の払拭並びに感染症の患者、医療従事者等に対する差別その他の権利利益を侵害する行為の防止を図るため、感染症に関する正確かつ適切な情報を積極的に公表しなければならないこととします。</u></p> <p>(2) 前項の情報を公表するに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならないこととします。</p>

9月25日協議会	修正後
<p>10 差別の禁止</p> <p>(1) <u>事業者及び県民は、感染症の患者及びその家族等</u>に対して、感染症にかかっていること又はかかっていると疑われることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこととします。</p> <p>(2) <u>事業者及び県民は、医療の提供の業務又は県民の生活及び経済の安定に寄与する業務に従事する者等</u>に対して、感染症の発生及びまん延に起因して生じるいわれのない理由によって、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこととします。</p> <p>(3) <u>事業者及び県民は、①又は②に規定するもののほか</u>、いかなる団体又は個人に対しても、感染症の発生及びまん延に起因して生じる国籍、性別、職業、居住地等のいわれのない理由によって、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこととします。</p> <p>(4) 県は、教育活動及び啓発活動を通じて、感染症及び感染症に起因して生じる人権に関する問題について、正しい知識の普及を図るものとします。</p>	<p>10 差別の禁止</p> <p>(1) <u>何人も、感染症の患者及びその家族等</u>に対して、感染症にかかっていること又はかかっていると疑われることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこととします。</p> <p>(2) <u>何人も、医療従事者又は県民の生活及び経済の安定に寄与する業務に従事する者</u>に対して、感染症の発生及びまん延に起因して生じるいわれのない理由によって、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこととします。</p> <p>(3) <u>何人も、①又は②に規定するもののほか</u>、いかなる団体又は個人に対しても、感染症の発生及びまん延に起因して生じる国籍、性別、職業、居住地等のいわれのない理由によって、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこととします。</p> <p>(4) 県は、教育活動及び啓発活動を通じて、感染症及び感染症の発生及びまん延に起因して生じる人権に関する問題について、正しい知識の普及を図るものとします。</p>

9月25日協議会	修正後
<p>11 感染を防止するための協力の求め</p> <p>(1) 県は、<u>感染症の発生及びまん延の状況を勘案してまん延を防止するため必要があると認めるときは、事業者又は県民</u>に対し、特措法の規定に基づく要請のほか、<u>感染症対策の実施に関し必要な協力を求めることができる</u>こととします。</p> <p>(2) 県は、<u>学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める学校をいう。）の管理者</u>に対し、<u>特措法の規定に基づく要請のほか、感染症対策の実施に関し必要な協力を求めることができる</u>こととします。</p> <p>(3) 県は、(1)又は(2)の協力を求めるに当たっては、<u>県民の生活及び経済に及ぼす影響が最小限となるようにしなければならない</u>こととします。</p>	<p>11 感染を防止するための協力の求め</p> <p>(1) 県は、<u>感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、県民、事業者、学校の設置者その他の公私の団体又は個人</u>に対し、<u>新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定に基づく要請</u>のほか、<u>感染症対策の実施に関し必要な協力を求めることができる</u>こととします。</p> <p>(2) 県は、(1)の協力を求めるに当たっては、<u>県民の生活及び経済に及ぼす影響が最小限となるようにしなければならない</u>こととします。</p>
<p>12 物資及び資材の確保</p> <p>県、市町、<u>関係機関</u>、事業者及び県民は、<u>感染症対策の実施に必要な物資及び資材を確保するとともに、物資及び資材の供給に関し、相互に協力するよう努めるもの</u>とします。</p>	<p>12 物資及び資材の確保</p> <p>県、市町、<u>県民</u>、事業者及び<u>関係機関</u>は、<u>感染症対策の実施に必要な物資及び資材を確保するとともに、物資及び資材の供給に関し、相互に協力するよう努めるもの</u>とします。</p>
<p>13 人材養成及び資質の向上</p> <p>県は、<u>感染症対策を推進するため必要な人材の養成及び資質の向上を図るよう努めるもの</u>とします。</p>	<p>13 人材養成及び資質の向上</p> <p>県は、<u>感染症対策を推進するため必要な人材の養成及び資質の向上を図るよう努めるもの</u>とします。</p>

9月25日協議会	修正後
<p>14 新たな知見及び情報通信技術等の活用</p> <p>県は、感染症対策に係る新たな知見の活用及び普及並びに情報通信技術及び<u>官民</u>データの活用に努めるものとします。</p>	<p>14 新たな知見及び情報通信技術等の活用</p> <p>県は、感染症対策に係る新たな知見の活用及び普及並びに情報通信技術及びデータの活用に努めるものとします。</p>
<p>15 財政上の措置</p> <p>県は、感染症対策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。</p>	<p>15 財政上の措置</p> <p>県は、感染症対策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。</p>